

地域再生推進のための基本指針（抜粋）

平成 15 年 12 月 19 日  
地域再生本部決定

2 地域再生の取組の方針

(2) 国の役割

a 行政サービスの民間開放等

（中略）

また、P F I等、公共的な事業等に対する民間資金の活用手法の一層の活用やその他の多様な手法も含めた活用のための方策についても、地域の具体的な要望に応じて検討した上で、関連制度の見直し等必要な措置を講じるなど積極的に推進していくこととする。

規制改革の推進に関する第3次答申  
- 活力ある日本の創造に向けて - （抜粋）

平成15年12月22日  
総合規制改革会議

第1章 分野横断的な取組

1 「規制改革推進のためのアクションプラン」の適切な実行

< 追加5の重点検討事項 >

1 公共施設・サービスの民間開放の促進（いわゆる「公物管理」の見直しなど）

【具体的施策】

(1) 公共施設等の民間による「管理・運営」（「建設・所有」）の推進

（中略）

ア 公共施設等の設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を一体的に行った事例として、P F I事業の事例集を作成、公表し、先行事例の紹介を図るべきである。

イ 公物管理法などの解釈において、P F I選定事業者が各公共施設等において行い得る事業の範囲を明確化し、周知徹底すべきである。

(3) 公共サービスの民間による実施（「民間委託・アウトソーシング」）の推進

（中略）

また、P F I等、公共的な事業等に対する民間資金の活用手法の一層の活用やその他の多様な手法も含めた活用のための方策についても、地域の具体的な要望に応じて検討した上で、関連制度の見直し等必要な措置を講じるなど積極的に推進していくこととすべきである。